

学校いじめ防止基本方針

宮城県志津川高等学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるものである。いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

2 いじめ問題対策委員会の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

本対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行い、加えて、いじめの相談・通報の窓口としての役割や、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有などを行い、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

(構成員)

校長、教頭、主幹教諭、生徒保厚部長、保健主事、学年主任、養護教諭、
教育相談担当教員、関係職員、スクールカウンセラー、PTA代表、その他

3 いじめの防止等に関する取り組み

(1) いじめの防止

① いじめに対する共通理解

○職員全員のいじめの問題に対する取り組みの徹底を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議により共通理解を図る。

○いじめの防止等に対する取り組み状況等についてチェックリストを作成し、計画的に点検を実施し、その結果を共有するなどして共通理解を図る。

○校長や教職員は、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という、いじめを許容しない雰囲気为学校全体に醸成し、生徒のいじめ未然防止への意識を高める。また、傍観者とならず、教職員への報告をはじめ、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

② 生徒指導の充実

○生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

○集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることで、生徒一人一人に自己有用感や自己肯定感を育む。

○教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることもあることから、指導の在り方については、細心の注意を払うよう努める。

(2) いじめの早期発見

① いじめの認知

○いじめは、教職員や保護者など大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、教職員一人ひとりが日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示すささいな変化や危険信号をも見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

② 実態把握と情報共有

○いじめの実態把握のため、以下の体制を整備し、いじめに関する情報を全職員で共有する。

・生徒への定期的なアンケート調査(記名・無記名選択式)や個別面談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整備する。

・保護者面談の実施や保護者用チェックリストを活用し、家庭で気になった様子等について、保護者が

抵抗なく相談ができる体制を整備する。

- ・地域の方から、通学時の様子を寄せてもらえるよう、日頃から地域と連携を図り、地域の方々が連絡しやすい体制を整備する。

(3) いじめへの対処

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめ又はいじめと疑われる行為は、その場でその行為を止める。
- いじめと疑われる行為には、教員が早い段階から関わりを持つ。
- いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。
- 生徒又は保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 相談・発見・通報を受けた教員は、「いじめ問題対策委員会」に直ちにその情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。
- 各教職員はいじめに係る情報を適切に記録しておく。
- いじめ問題対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定する。
- いじめの通報（法第23条）を受けた場合は、事実の有無にかかわらず、その事実確認の結果を県教育委員会に報告する。
- いじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立つて行う。
- いじめの中には、次のように、教育的配慮や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要なものがある。
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談をする。
 - ・いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。（「4 重大事態への対処」に詳述）

② いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、「あなたは悪くない」ということをはっきり伝え、自尊心を高めることに留意する。
- いじめを受けた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- いじめを受けた生徒の保護者に対して、事実確認のために聞き取りやアンケート等により判明した情報について適切に提供する。
- いじめは単にいじめた生徒による謝罪をもって解消と判断することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - ・いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。「相当の期間」とは少なくとも3か月を目安とし、状況によってはいじめ問題対策委員会の判断により、さらに長期の期間を設定する。
 - ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 上記のいじめが解消している状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、解決している状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びその保護者との連携を図り、継続的な見守りや面談など必要な支援を行う。

③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 加害生徒が相手側の生徒に意図せず心身の苦痛を感じさせてしまっている場合については、必ずしも厳しい指

導を行うとは限らないことに留意する。

- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- 学級、部活動等の所属集団の構造上、観衆・傍観者もいじめに加担する行為であることを理解させ、集団全体で話し合うなどして、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導を行う。
- いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめた生徒及びその保護者との連携を図り、継続的な見守りや面談など必要な支援を行う。
- ④ インターネット上のいじめへの対応
 - 県教育委員会と連携しネットパトロールを実施し、インターネット上のトラブルの早期発見に取り組む。
 - インターネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を充実させる。
 - 保護者にインターネット上のいじめの問題についての理解を啓発するとともに、併せて、ネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。
 - インターネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるため直ちに削除する措置をとるが、名誉毀損やプライバシー侵害があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。
 - 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄の警察に相談、通報する。
 - 学校単独で対応が困難と判断した場合は、県教育委員会と相談しながら外部の専門機関に援助を求めるなどの対応を進める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態として取り扱う案件は、法第28条1項の各号に規定されるものとする。

○第1号「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

○第2号「相当の期間学校を欠席」

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合は、上記の目安によらない。

(2) 事実関係を明確にするための調査

① 調査組織

○「いじめ問題対策委員会」を母体として、法第28条第1項に掲げる事態（以下「重大事態」という）の性質に応じて適切な専門家を加え組織的に調査を行う。

○本調査によって、全教職員は事実に向き合い、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

○調査に当たっては、県教育委員会の指導・支援の下、関係機関と適切に連携し、対応に当たる。

② いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

○いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

○いじめを受けた生徒から事実関係について十分聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査を行う。

○アンケート調査によって、当該事案の事実関係が広く明らかになることで、いじめを受けた生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

③ いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

○当該生徒や保護者の要望意見を迅速に聴取し、今後の調査について当該保護者と十分に協議して調査に着手する。

○調査の方法は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取りなどを行う。

④ その他の留意事項

○調査の結果、重大事態であると判断した場合においても、事実関係の一部が解明されたにすぎない場合があり

得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。（事実関係の全容が十分に明確にされたと判断できる場合はその限りではない）

（3）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

○いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係（いつ、どこで、誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか等）について説明し、適時・適切な方法で経過報告をする。

○情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報の取り扱いに十分配慮し、適切に行う。

○アンケート調査に記入された内容を、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることについては、調査実施前に、調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

② 調査結果の報告

○調査結果については県教育委員会を通じて宮城県知事に報告をする。

○上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、調査結果報告にいじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添えて宮城県知事に送付する。

5 その他の留意事項

（1）いじめの対策年間指導計画

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。

（2）組織的指導体制

いじめの問題への対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

「いじめ問題対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするためにも、日頃からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

（3）校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間指導計画に位置付けて実施する。

（4）学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的取組の状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

（5）地域や家庭との連携

学校基本方針等について、学校のホームページに掲載するとともに、PTA総会などにおいて内容を証明するなどして、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広げるとともに、保護者面談、家庭訪問や学校通信などを通じて地域や家庭との緊密な協力関係を図る。

（附則） 1 この学校基本方針は、平成26年4月1日から運用する。

2 平成31年4月1日一部改訂。